

○宇土市産後ケア事業実施要綱

令和3年3月26日

告示第32号

改正 令和5年3月31日告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して妊娠、出産及び子育てができる環境の整備を図るため、出産後の心身が不安定になりやすい一定期間、保健指導を必要とする母と子に対し、母体の保護及び育児の保健指導を行う産後ケア事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、宇土市とする。ただし、市長は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認めた医療機関又は助産所（以下「受託事業者」という。）に委託して実施する。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する産後1年以内（早産の場合は、修正月齢による。）の母親並びにその新生児及び乳児（以下「児」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、疾病、負傷、障がいその他の理由により、病院その他施設への入院又は入所を必要とする者を除く。

- (1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者
- (2) 核家族又は実家が遠隔地にある等、家族の支援を十分に得られない者

(事業の利用種別及び支援内容)

第4条 事業の利用種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問ケア 助産師が対象者の自宅等へ訪問し、支援を行う事業
- (2) デイケア 対象者に日帰りで受託事業者が有する施設を利用させ、支援を行う事業
- (3) ショートステイ 対象者を受託事業者が有する施設に宿泊させ、支援を行う事業

2 事業の支援内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 母体管理及び生活面の指導
- (2) 乳房管理
- (3) 授乳、沐浴等の育児指導
- (4) 食事の提供（ショートステイを利用する場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な保健指導

(利用時間及び利用期間)

第5条 対象者が事業を利用することができる時間は、1回の利用につき、訪問ケアにあつては2時間以内とし、デイケアにあつては3時間未満（短時間型）又は3時間以上5時間程度（長時間型）とする。この場合において、対象者は、当該時間を分割して事業を利用することはできない。

2 対象者が事業を利用することができる日数は、訪問ケア及びデイケアにあつては3回以内とし、ショートステイにあつては6泊以内とする。この場合において、対象者は、当該日数を分割して事業を利用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、母子の状況等により、市長が引き続き事業の利用が必要と

認める場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする母親（以下「利用予定者」という。）又はその家族等（以下これらを「申請者」という。）は、宇土市産後ケア事業利用申請書兼同意書（様式第1号）に、当該利用予定者に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、次に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条に規定する母子健康手帳
- (2) 市町村民税非課税世帯に属する場合、それを証する書類
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する場合、それを証する書類

(利用の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書兼同意書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、宇土市産後ケア事業利用承認通知書（様式第2号。以下「利用承認通知書」という。）又は宇土市産後ケア事業利用不承認通知書様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(サービス利用)

第8条 前条の規定により事業の承認を受けた母親（以下「利用者」という。）は、同条に規定する利用承認通知書を受託事業者に提示してサービスを受けるものとする。2 被承認者が、利用予定日の前日までに前項の規定による変更又は中止の届出をせず、利用者が事業を利用しなかったときは、事業を1日利用したものとみなす。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(利用の変更)

第9条 利用者又はその家族等は、承認された事項を変更する場合は、宇土市産後ケア事業利用変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、宇土市産後ケア事業利用変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(費用負担)

第10条 利用者の費用負担は、別表のとおりとし、利用者は、受託事業者の利用者負担金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業利用中の食事代（ショートステイを除く。）、ミルク代、おむつ代、交通費その他利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担とする。

(実施報告)

第11条 受託事業者は、利用者の個別の利用状況について、産後ケア事業実施報告書（様式第6号）を作成し、事業を実施した月ごとに、翌月10日までに市長に報告するものとする。

(委託料)

第12条 市長は、受託事業者から委託料の請求を受けたときは、前条の実施報告書及び当該請求の内容を審査し、適当と認めた場合は、当該請求を受けた日から30日以内に受

託事業者に支払うものとする。

(秘密保持義務)

第13条 受託事業者は、業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。職務を退いた後においても、同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第42—2号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同年4月1日以後に実施した事業について適用する。

別表

利用種別	利用形態	世帯	1回当たりの利用者負担金
訪問ケア (訪問型)	2時間以内	一般世帯	1,000円
		市町村民税非課税世帯	500円
		生活保護世帯	0円
デイケア (通所型)	長時間型 3時間以上5時間程度	一般世帯	2,400円
		市町村民税非課税世帯	1,200円
		生活保護世帯	0円
	短時間型 3時間未満	一般世帯	1,000円
		市町村民税非課税世帯	500円
		生活保護世帯	0円
多胎児加算 (2人目以降の 児1人につき)	一般世帯	500円	
	市町村民税非課税・生活保護世帯	0円	
ショートステイ (宿泊型)	1泊	一般世帯	5,000円
		市町村民税非課税世帯	2,500円
		生活保護世帯	0円
	多胎児加算 (2人目以降の 児1人につき)	一般世帯	1,000円
		市町村民税非課税・生活保護世帯	0円

備考 食事代（ショートステイを除く。）、ミルク代、おむつ代、交通費等の実費は、
利用者の負担とする。

